

福岡高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(久留米税務署長)

令和6年12月3日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・福岡地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年6月5日判決、本資料274号・順号13996)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が令和2年4月27日付けで控訴人に対してした、平成31年4月1日から令和元年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税についての更正処分のうち消費税の納付すべき税額マイナス1億8496万7994円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額マイナス4991万1998円を超える部分、並びに、同課税期間における過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要(以下、略称は、特に断らない限り、原判決の例による。)

1 (1) 訴訟物

処分行政庁は、令和2年4月27日付けで、控訴人に対し、原判決添付別紙2記載の各課税期間(本件各課税期間)における消費税及び地方消費税の各更正処分(本件各更正処分)及び本件各課税期間における過少申告加算税の各賦課決定処分(本件各賦課決定処分)をした。

控訴人は、本件各処分が違法であると主張して、その取消しを求めた。

(2) 原判決及び控訴提起

原審は、本件各処分についていずれも適法であるとして、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起し、その後、原判決添付別紙2更正処分目録記載1から9の各課税期間における消費税及び地方消費税の各更正処分並びに同課税期間における過少申告加算税の各賦課決定処分の取消しを求める部分について、控訴を取り下げた。

したがって、当審での審理の対象は、平成31年4月1日から令和元年6月30日までの課税期間(令和元年6月課税期間)における消費税及び地方消費税の各更正処分、並びに、令和元年6月課税期間における過少申告加算税の賦課決定処分(以下、これら各処分をまとめて「令和元年6月各処分」という。)の適法性である。

2 前提事実等

前提事実、関連法令の定め、税額等に関する当事者の主張、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の補充主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1、3、4及び5（原判決1頁18行目から3頁9行目まで、3頁18行目から4頁6行目まで。なお、上記部分において引用される別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決1頁24行目「平成24年2月」を「平成24年1月」に改める。
- (2) 原判決2頁4行目「1か月後の」を「1か月ごとの」に改める。
- (3) 原判決3頁21行目、25行目、4頁4行目及び6行目の「本件各処分」を「令和元年6月各処分」にそれぞれ改める。
- (4) 原判決3頁22行目「とおりであり」及び26行目「とおりである」の次に「(ただし、令和元年6月各処分に関する部分に限る。)」をそれぞれ加える。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 法形式における委任の範囲の逸脱

(控訴人の主張)

ア 消費税法が手続の定めを省令で定める旨とした委任規定の趣旨は、委任命令の法形式を省令に特定し、法律や政令に対する委任を排斥する趣旨である。消費税法7条2項は「省令で定めるところにより」と規定しているにもかかわらず、その省令たる消費税法施行規則5条は、郵便物の要件を定めるについて、それを規定せず、さらに関税法に再委任した。これは違法・違憲である。

イ 政令は実体的な要件のうち法律に規定することが適当でない場合に制定され、省令は単に手続的事項について制定される。しかるに、消費税法は、政令ではなく、省令に委任した。さらに、その省令たる消費税法施行規則は、関税法という法律に再委任した。これは違法・違憲である。

(被控訴人の主張)

争う。

(2) 法内容における委任の範囲の逸脱

(控訴人の主張)

消費税法は、仕向地主義（輸入国で課税する。）を採用しているのであるから、輸出免税規定は必須のものであり、資産の譲渡が輸出によるものであれば、価格の多寡にかかわらず、免税としなければならない。しかるに、消費税法施行規則5条1項は、郵便物について、20万円以下のもののみ輸出免税規定の適用を認め、20万円を超えるものには輸出免税規定の適用を認めないとしており、「20万円以下」という輸出免税の実質要件を付加している。したがって、委任の趣旨に反し、委任の範囲を逸脱するものであり、違法・違憲である。

(被控訴人の主張)

争う。

(3) 規定の複雑性

(控訴人の主張)

消費税法から消費税法施行規則へ、消費税法施行規則から関税法へ転々と委任されており、一般国民において理解できるものではなく、課税要件明確主義に違反する。

(被控訴人の主張)

争う。

(4) 合憲限定解釈

(控訴人の主張)

関税法76条1項は郵便物について、20万円を超えるものを除くとしており、20万円を超えるものには輸出免税規定の適用を認めないことになり、違憲・違法であるから、ここにいう郵便物については、単に「郵便物」と解釈するか、「郵便物として国外に送付された貨物」などと解釈しなければならない。

(被控訴人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同様に、令和元年6月各処分は適法であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「第3 当裁判所の判断」1から6（原判決4頁8行目から20頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁11行目「本件委託販売契約書は、」の次に「そこに記載されている作成日付けとは異なり、」を、12行目「作成された」の次に「(弁論の全趣旨)」をそれぞれ加える。
- (2) 原判決6頁16行目「令和元年6月30日まで」の次に「の5事業年度分」を加える。
- (3) 原判決6頁22行目「説明した。」の次に「本件税務調査において、委託販売の主張がなされたのは、これが初めてであった。」を加える。
- (4) 原判決9頁7行目「書類等」を「書類」に改める。
- (5) 原判決10頁3行目「消費税法5条1項2号」を「消費税法施行規則5条1項2号」に改める。
- (6) 原判決13頁26行目「事務所等」の次に「の所在地」を加える。
- (7) 原判決17頁18行目「第三小法廷判決」を「第三小法廷決定」に改める。
- (8) 原判決20頁19行目から20行目にかけての「別紙4のとおりであり、」の次に「本件各処分の根拠及び適法性に関する原判決添付別紙8記載の被控訴人の主張に不合理な点は認められないから、これによるべきところ、同主張に従えば、」を加える。
- (9) 原判決20頁21行目「本件各更正処分」を「令和元年6月課税期間の消費税及び地方消費税についての各更正処分」に改める。
- (10) 原判決20頁25行目「本件各賦課決定処分」を「令和元年6月課税期間の賦課決定処分」に改める。

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 法形式における委任の範囲の逸脱をいう控訴人の主張について

補正後の原判決が判示するとおり、消費税法施行規則5条1項2号は、関税法76条の規定を引用するに過ぎず、再委任したものではない。また、消費税法が省令に委任することが違憲・違法となるものでもない。したがって、控訴人の主張は採用することができない。

(2) 法内容における委任の範囲の逸脱をいう控訴人の主張について

補正後の原判決が判示するとおり、消費税法施行規則5条1項は、輸出免税規定の実質要件を付加するものではない。敷衍すると、消費税の輸出免税を受けるためには、輸出取引と

認められることが当然の前提であり、消費税法7条1項1号・2項、同法施行規則5条1項1号・2号、関税法76条1項は、輸出免税規定の適用要件として輸出許可書等の一定期間の保存という形式要件を充足することを原則としつつ、20万円以下の郵便物（簡易郵便物）については上記形式要件に代えて所定の事項を記載した帳簿等の一定期間の保存という、より簡易な形式要件の充足で足りるとしたものであって、郵便物に係る輸出免税について「20万円以下」とする実質要件を付加するものではなく、まして20万円を超える郵便物について輸出免税を認めないというものではない。控訴人の主張は法令の趣旨を正解するものでなく、採用できない。

(3) 規定の複雑性をいう控訴人の主張について

再委任ではないのはこれまで判示したとおりであるし、条文の規定が複雑でその理解が困難であるとはいえず、明確性に欠けるものでもない。したがって、控訴人の主張は採用することができない。

(4) 合憲限定解釈について

要件を付加するものではないのはこれまで判示したとおりであり、控訴人の主張は前提を欠いているから、採用することができない。

3 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 高瀬 順久

裁判官 野々垣 隆樹

裁判官 古川 大吾

(別紙)

当事者目録

5

控 訴 人

B [redacted] 株 式 会 社

同代表者代表取締役

乙 [redacted]

同訴訟代理人弁護士

丸 山 隆 寛

同補佐人税理士

二 又 邦 茂

同

江 崎 義 則

10

被 控 訴 人

国

同代表者法務大臣

鈴 木 馨 祐

処 分 行 政 庁

久留米税務署長福山命

同 指 定 代 理 人

窪 田 大 輔

同

中 村 真 理 子

同

鐘 ヶ 江 宏 樹

同

阿 部 正 行

同

酒 井 雅 志

同

田 中 裕 史

20

同

金 谷 真 弓

同

菊 元 優 子

同

松 村 宏 太

同

田 中 敏 樹

25

以上